

第42回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和2年11月24日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒木美弥子，井上雅朗，岡本昌子，小澤壯夫，川上治美，北村さゆり，

小嶋信婦，高見 彰，山舗恵子，吉政知広，鈴木治一，堤 康，

松田 亨，久保田浩史

（事務担当者等）

米山正明，内山孝一，松波卓也，木原義則，下村義之，出山洋子，

八田裕豊

4 議題

新型コロナウイルス感染症への対応について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 新委員長選出

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応についての説明

(5) 意見交換

事務担当者等から説明があった後、別添議事録概要のとおり質疑応答があった。

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

(6) 次回のテーマ

裁判員制度の現状と課題

(7) 次回開催日

令和3年7月9日（金）

(別紙)

【議事録概要】

- 庁舎に入る際に体温検査は行っているか。私の職場では、ゲートを通過する時に、検温する形となっている。

また、見学した法廷の当事者席には、飛沫拡散防止のためのパーテーションが設置されていなかったが、どうしてか。

- 正面玄関の自動扉を入れてすぐ右手に、来庁者自身に検温してもらうための機器を設置しており、来庁者自らが額に当てて検温することは可能な環境となっている。なお、検温機器の横には消毒液を設置している。

当事者席については、出席人数を抑えるなどの協力を求めており、また、マスクの着用もお願いしている。当事者は、発話者が一方方向を向いていて、当事者間の距離もとっていることから、特段、飛沫拡散防止のためのパーテーション等は必要ないとの専門家の知見をいただいている。

- 緊急事態宣言解除後は、一旦中断されていた裁判が再開されたとのことだが、現時点で、中断していた影響は残っているか。

また、近隣の大阪や東京において感染者が増加してきており、京都についても、今後の状況を注視していく必要があると思うが、緊急事態宣言時と同じような状況になった場合、どのような対応を考えているのか。

□ 民事事件においては、自身の場合であるが、外出自粛要請が緩和された5月中旬以降、段階的に裁判の期日を入れていった直後は、中断していた影響が大きかったように感じたが、現状は、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら裁判手続を進めており、概ね新型コロナウイルス感染症拡大前と同じように裁判は動いているのではないかと感じている。

今後、緊急事態宣言下と同様の状況になった場合には、民事訴訟手続については半年前と異なりIT化が進み、ウェブ会議が活用されてきていることから、ウェブ会議が活用できず期日を取り消さざるを得ないことが多かった緊急事態宣言下とは異なる対応ができると考えられる。

□ 裁判員裁判については、緊急事態宣言下において、予定していた裁判員裁判を取り消したが、緊急事態宣言解除後には、取り消した裁判員裁判以上の件数を実施しており、処理されていない事件が残っているという状況にはないと考えている。

今後、緊急事態宣言下と同様の状況になった場合には、従前と同じように期日を取り消したり延期したりすることのほか、さらに新たな工夫ができないか考えていきたい。

○ 裁判を行うにあたって、当事者がマスクを着用した状態で証言等を行った場合、表情が分かりにくいといった問題はないか。

□ 民事裁判においては、基本的には裁判官が証人や当事者の証言などを聞いて

て、信用性があるかどうかを判断することになり、証言するときの証人等の表情は、判断をする上で一つの要素にはなるが、証人等の表情だけではなく、他の客観的な物証や証拠から、正しい証言をしているかどうかとか、証言している話の内容自体に矛盾がないかどうかといった様々な観点から判断していることから、マスクを着用していることで表情が分かりにくいことのみで判断が難しくなるようなことはない。

□ 刑事裁判の場合も民事裁判と同じであるが、裁判員裁判においては、評議室で行う評議の時に、裁判官は裁判員とむしろ密になってこそいい評議ができるという先入観があったことから、マスクを着用したままで充実した評議が行えるかどうか、距離をとってディスカッションや意思疎通ができるのか不安もあった。しかし、評議は通常、二日三日と時間をかけておこなっていくものであり、自然と意思疎通（コミュニケーション）が取れるようになっていくし、身振り手振りで話をされる方もいる。いろいろな工夫等により、充実した評議を行うことができると感じている。実際に参加された裁判員の皆さんがどのように感じたかは分からないが、少なくとも、マスクを外して評議することを提案されたことはない。

□ 手話通訳の場合は、口元が見えないと手話通訳の実行が難しいといった問題があることから、当庁においては、マウスシールドやフェイスシールドを用意しており、裁判官の判断により、必要に応じてこれらを利用している。

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止策の1つとして、換気が有効であるとされているが、換気を徹底することはなかなか難しいのではないかと考えている。
- 当庁では、換気設備による換気に加えて、窓を開けての自然換気やサーキュレータを使用しての換気を行うことで、換気は徹底できている。
- 調停室は窓を開けて実施することもあるとのことだが、人に聞かれたくないような発言があるかとも思われ、当事者から窓を開けて調停を実施することに対して抵抗されたことはないのか。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止が徹底されていることは分かったが、万が一、職員が感染した場合の対応は考えられているのか。

- 裁判所の方針として、必ず常に窓を開けるということではなく、当事者から少しでも、話を他人に聞かれるのではないかとの不安が示された場合には窓を閉めることになると思われる。ただ、過去において、窓が閉まっていなると話しにくいといった指摘をされたことはない。もっとも、調停室の小さなスペースであれば、小声でも十分聞こえるので、外に調停室の会話が聞こえることはないと思われる。
- 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応については、感染が確認される前段階として、まず、発熱や風邪の症状といった体調不良となった場合は出勤しないことを徹底し、病院での受診を促したり、時間をかけ

て様子を見ることになる。幸いにも、現在までに新型コロナウイルス感染症に罹患した職員はいないが、仮に、罹患者が出た場合は、しっかりと情報を把握し、相談センターや保健所と相談し、濃厚接触者の特定を行い、必要に応じて報道関係者に必要な情報を提供し、当庁の状況を情報発信する必要はあると考えている。

○ ウェブ会議は、今後どの程度まで拡大されていくのか。また、裁判所は非常にプライベートな情報を扱っていると思うが、セキュリティ面での対策はどのようなになっているのか。

□ 裁判所全体として民事裁判手続のIT化を進めていく中で、現段階は、ウェブ会議を導入しているところであり、今後、法改正が行われると、手続だけでなく各種書類のやり取りなど、様々なところでIT化が進むということになると思われる。この点、法務省において法制審議会が開かれ、議論が行われているところであり、裁判所としてはその議論の様子を注視しているところである。

今導入が進められているウェブ会議については、セキュリティの問題やプライバシーの問題については、この点は、ウェブ会議を実施するにあたっても運用上留意しているところであり、ウェブ会議によるか否かについては、代理人弁護士の意見を聞いた上で進めており、関係者の了解を得た上でウェブ会議を導入している状況である。セキュリティの面でも、最高裁判所を中

心として万全の態勢で取り組んでおり、特段の問題は生じていない。

- 私が所属する組織の状況や普段生活している状況と比較すると、法廷は傍聴席の間引きは行っているが、あの密度でたくさんの発言者がいるというのは、相対的に感染リスクが高くなるのではないかと感じた。

また、換気については、例えば1分間にどれだけ空気が入れ替わるなど、科学的なデータについての説明があれば安心できるのではないか。

さらに、玄関を入った所に、消毒のためのアルコールと検温の設備が置かれていたが、検温をしなくても何も指摘されず、多分、来庁者が自ら検温することは少ないのではないか。検温もアルコール消毒も、もう少しみんながするようになればよいなと思った。

- まず、換気の関係について数値的なところを紹介すると、京都地方裁判所の庁舎は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律による空気調和設備を設置しており、目安となるが、1時間あたり5回程度室内全体の空気が入れ替わっている。本日の見学場所であった調停室だと、1時間あたり7.5回分室内の空気を交換するということになり、約8分に1回、室内の空気が入れ換わっているということになる。

- 法廷での発言については、民事裁判と刑事裁判で多少異なるが、民事裁判の場合は、基本的に重要な事柄は書面に書いて法廷で提出する仕組みになっており、弁護士や裁判官が長時間発言するという場面は少ない。刑事裁判の

場合は、重要な事柄はなるべく口頭で伝える運用になっており、民事裁判と比べると発言量は多くなるが、ただ、刑事裁判においても、通常は長時間当事者が発言し続けるという場面は少なく、マスクの着用や、関係者間での了解を得てフェイスシールドやマウスシールドを着用することで、対策は行っている。

□ 来庁者の検温やアルコール消毒の実施が、来庁者の任意である点については、裁判所ホームページを通じて、対外的には広くマスクの着用等お願いしているところではあるが、それを超えて強制することは難しく、裁判所としては繰り返し、粘り強く、理解を得て、協力を求めているところである。

● 委員が所属する組織では、来客等に対する検温やアルコール消毒の実施については、どのように扱われているのか、差し支えなければ教えていただきたい。

○ 私が所属する組織においては、来客に対して、手指の消毒と、最近検温も実施してもらうようにし、協力を得られている。裁判所においても、声かけ等ができるならば状況は違ってくるのではないかと。

○ インカメラ手続とか査証とかで、裁判所の職員等が、裁判所外に出る場合のコロナ感染症拡大防止策について、何かマニュアル等のようなものは作成しているのか。

□ 民事裁判の関係では、インカメラとか査証とか、裁判官が裁判所外に出て

現地を見に行ったり，裁判所職員が現地に行って手続をするということもあるが，そういった場面においても，基本的には裁判所の内部で手続を行うのと同じように，マスクを着用する，アルコール消毒を行うなど，基本的な感染症対策を行うことになる。統一的なマニュアル類があるか否かについては承知していないが，法廷内でやっていることを，裁判所外でも同じように実施する形で対応していると承知している。

- いろいろな対策等が，それぞれどのレベルで，どういうふうに判断されているのか，非常に興味深く思った。例えば，緊急事態宣言が出て期日を延期するといった対策は，全国の裁判所のレベルで決まることなのか，それとも，地裁レベルで決まることなのか，あるいは個々の裁判官レベルで決まることなのか，どのレベルでどういう意思決定がされているのか，差し支えない範囲で教えていただきたい。
- 裁判所は特殊な組織であり，「裁判官の独立」があることから，基本的に裁判官が個々に判断をしていくことになるが，庁全体として情報を共有した上で，一定の方針というような形でコンセンサスを得ながら，個々の裁判官が判断をしている。
- 調停の待合室については，対策が十分でないと感じられた。また，マスクや検温やアルコール消毒についても，それらを義務的にしている企業もあるなか，裁判所としても強く推し進めることはできないのだろうかと思った。

- センシティブな情報を扱う裁判所においては、テレワークの実施というのが難しい問題なのかと思われた。
- 委員の属する組織においては、テレワークの利用等はどの程度進んでいるか。
- 必要にせまられ、当初はハード面が追いついていなかったが、現状、かなり整備され、本社であれば出勤率半数くらいで、維持してやっているところである。やはりセキュリティ面の問題はあるが、システム上のセキュリティ強化を確実にやっていくというところである。
- 長時間にわたって庁舎内を見学していただき、貴重なご意見を多数いただいたので、是非それらを、今後の裁判所の運営に生かしていきたい。